

ホテルメルパルク宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする利用者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
- 3 宿泊の申し込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、当該氏名等の情報を直ちに提出するものとします。
- 4 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホ

テルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

- 5 当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込をされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、宿泊契約は取り消させていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申込が、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする利用者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に定める指定暴力団等及び暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする利用者が法人で、その役員及び従業員等のうちに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に定める指定暴力団等及び暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であると認められる者があるとき。
- (6) 宿泊しようとする利用者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
- (7) 宿泊しようとする利用者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害

者差別解消法」という。) 第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

- (8) 宿泊しようとする利用者が、当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を求めたとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (11) 宿泊しようとする利用者が、身体障害者補助犬以外の愛玩動物を持ち込もうとするとき。
- (12) ホテル所在地の都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。
- (13) 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申込をしたとき。
- (14) 宿泊しようとする者が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれ

があると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。

- (2) 宿泊客が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に定める指定暴力団等及び暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。
 - (3) 宿泊客が法人で、その役員及び従業員等のうちに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に定める指定暴力団等及び暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であると認められる者がいるとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (6) 宿泊客が、当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を求めたとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (7) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (9) 宿泊客が身体障害者補助犬以外の愛玩動物を持ち込もうとするとき。
 - (10) ホテル所在地の都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。
 - (11) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (12) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)を守らないとき。
 - (13) 宿泊の申し込みをした者が、第2条第3項に基づく当ホテルの依頼に対し、直ちに応じなかった場合。
 - (14) 宿泊客が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当ホテル内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合は、その理由の説明を求められます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号

(3) その他当ホテルが必要と認める事項

- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の利用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を利用できる時間は15時から翌日の10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き終日利用することができます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の利用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料の30%
- (2) 超過6時間までは、室料の50%
- (3) 超過6時間以上は、室料の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて施設内に提示した利用規則を守っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、備付けのパンフレット等でご案内いたします。

- (1) フロントサービス 24時間
- (2) レストラン
 - イ. 朝食 : ~ :
 - ロ. 昼食 : ~ :
 - ハ. 夕食 : ~ :

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には、臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるとおりです。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際、又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、利用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金はいただきます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、別表第2に掲げる違約金に相当する金額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき理由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の照会をした場合であって、宿泊客がそれについて回答を行わなかったときは、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

2 宿泊客が当ホテルにお持込になった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告がなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

3 当ホテルは15万円以上の現金又は時価15万円相当以上の物品はお預かりできません。

4 当ホテルは、第1項及び第2項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、稿本、設計書、図案、帳簿、磁気テープ、磁気ディスク、CDロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）その他これらに準ずるものの滅失、毀損等の損害については、その責任を負いません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた

場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき、最寄りの警察に届けます。

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。2. 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当ホテルは、当該お客さまに対し、その損害の賠償を請求できるものとします。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

- 2 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当ホテルにおいて速やかにその旨を当ホテルに申し出なければなりません。

(免責事項)

第19条 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、宿泊客自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償して頂きます。

(個人情報の取扱い)

第20条 当ホテルは、宿泊契約の履行と、主たる事業に付随するサービス (a. リゾート地における挙式サービス事業、b. ウェディングドレス・タキシード・写真アルバム製造販売事業、c. 写真美容サービス事業、d. 衣裳のレンタル事業、e. 国内店舗における旅行販売事業、f. 結婚関連商品販売事業、g. ウェディング関連教育サービス事業、h. ホテル事業・飲食店事業・国内挙式サービス、i. 事業新商品の提供・アフターサービス) のご提供並びにマーケティング活動および市場動向等の分析のために、お客さまの個人情報を利用させていただきます。

- 2 前項の定めのほか、お客さまの個人情報につきましては、個人情報保護法および当ホテルのプライバシーポリシーに基づき適切に管理いたします。

ホームページ プライバシーポリシー

<https://www.mielparque.jp/policy/privacy.html>

(約款の変更)

第21条 本約款は、当ホテルの都合により変更することがあります。変更後の規定の効力の発生時期は、附則に定める日の午前0時からとし、その変更の内容は効力発生時期の遅くとも2週間前までに、当ホテルのホームページにアップしお客さまのダウンロードが可能な状態にいたします。

(言語)

第22条 本約款は日本語を原文とし、英語は訳文とします。英語の訳文は日本語の原文の参考として作成されるものに過ぎず、すべて日本文によるものが優先することとします。

(裁判管轄及び準拠法)

第23条 本約款による宿泊契約等に関し生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する裁判所のうち、訴額に応じて簡易裁判所または地方裁判所を第一審の排他的合意管轄裁判所とします。

2 本約款は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されることとします。

附則 (改定)

2018年4月1日施行

2023年2月1日改定

2024年3月1日改定

別表第 1

宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 [室料 (及び室料+朝食等の飲食料)] ② サービス料 (①×10%)
	追加料金	③ 飲料及びその他の利用料金 ④ サービス料 (③×10%)
	税金	イ 消費税 ロ 宿泊税

別表第 2

違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	9 日前	20 日前
		契約申込人数				
一般	1 4 名まで	100%	80%	50%		
	1 5 ~ 2 9 名まで	100%	80%	50%	10%	
団体	3 0 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（1 5 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 1 0 日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 1 0 %（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。